

山口県報

平成20年
4月4日
(金曜日)

目 次

- 選挙告示
政見放送を行うことができる一般放送事業者及び政見放送の回数.....
- 選挙人名簿選挙時被登録資格の決定の基準となる日等.....
- 在外選挙人名簿に係る縦覧の期間.....



山口県選挙管理委員会告示第二十六号

政見放送及び経歴放送実施規程（平成六年自治省告示第百六十五号）第二条第七項の規定により、平成二十年四月二十七日執行の衆議院山口県第二区選出議員の補欠選挙において、候補者届出政党が政見放送を行うことができる一般放送事業者及び当該一般放送事業者の放送設備により行うことができる政見放送の回数を次のとおり定める。

平成二十年四月四日

山口県選挙管理委員会委員長 福田 隆 司

一人	届出候補者の数	
	テレビジョン放送	ラジオ放送
山口放送株式会社	一般放送事業者名 回数	一般放送事業者名 回数
テレビ山口株式会社	— —	— —

山口県選挙管理委員会告示第二十七号

平成二十年四月二十七日執行の衆議院山口県第二区選出議員補欠選挙の執行に当たり、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第二十二条第二項の規定による選挙人名簿の登録について、被登録資格の決定の基準となる日、登録を行う日及び縦覧に供する期間を次のとおり定めた。

平成二十年四月四日

山口県選挙管理委員会委員長 福田 隆 司

- 一 被登録資格の決定の基準となる日
平成二十年四月十四日。ただし、年齢については、選挙の期日とする。
- 二 登録を行う日
平成二十年四月十四日
- 三 縦覧に供する期間
平成二十年四月十五日

山口県選挙管理委員会告示第二十八号

平成二十年四月二十七日執行の衆議院山口県第二区選出議員補欠選挙の執行に当たり、公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第百八十九号）第二十三条の十一第二項の規定により、在外選挙人名簿に係る縦覧の期間を次のとおり定めた。

平成二十年四月四日

山口県選挙管理委員会委員長 福田 隆 司

縦覧の期間 平成二十年四月十五日

平成二十年四月四日印刷
平成二十年四月四日発行

発行人所

山口県知事

定価一箇月 金二千七百円（送料共）